【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月14日
【会社名】	大和冷機工業株式会社
【英訳名】	DAIWA INDUSTRIES LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　尾﨑 敦史
【本店の所在の場所】	大阪市天王寺区小橋町３番13号
【電話番号】	０６（６７６７）８１７１（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理本部長 那須 元彰
【最寄りの連絡場所】	大阪市天王寺区小橋町３番13号
【電話番号】	０６（６７６７）８１７１（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理本部長 那須 元彰
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

1【提出理由】

当社は、平成24年11月７日開催の取締役会において、平成25年１月１日を効力発生日とし、当社を存続会社、当社の連結子会社である株式会社トーニチ（以下「トーニチ」という。）を消滅会社とする吸収合併を行う決議をし、平成24年11月７日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項７号の３の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（１）当該吸収合併の相手会社についての事項

①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社トーニチ
本店の所在地	大阪市天王寺区小橋町３番13号
代表者の氏名	代表取締役社長 尾﨑 敦史
資本金の額	61百万円
純資産の額	387百万円（平成23年12月31日現在）
総資産の額	791百万円（平成23年12月31日現在）
事業の内容	リース業

②最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成21年12月期	平成22年12月期	平成23年12月期
売上高（千円）	6,015,405	4,280,560	1,812,953
営業利益又は営業損失（△）（千円）	48,002	△522,836	369,085
経常利益又は経常損失（△）（千円）	46,699	△516,739	377,441
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	46,279	△517,159	373,907

③大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
大和冷機工業株式会社	100%

④提出会社との資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は株式会社トーニチの全株式を所有しております。
人的関係	当社の取締役６名が同社の取締役を、従業員の1名が同社の監査役を兼務しております。
取引関係	当社との間で業務委託契約、不動産賃借契約の取引があります。

（２）当該吸収合併の目的

当社グループとして経営資源の集中と効率化を図り、経営基盤をより強化するため、トーニチを、当社に吸収合併することといたしました。

（３）当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当の内容、その他の吸収合併契約の内容

①吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、トーニチは解散いたします。

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第３項の規定に基づく簡易合併であり、トーニチにおいては会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併であるため、株主総会による承認を経ずに実施するものであります。

②吸収合併に係る割合の内容

トーニチは当社の100%子会社であるため、本合併による株式の割当て及び金銭その他の交付は行いません。

③その他の吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容につきましては、（６）合併契約のとおりであります。

（４）当該吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

（５）当該吸収合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	大和冷機工業株式会社
本店の所在地	大阪市天王寺区小橋町３番13号
代表者の氏名	代表取締役社長 尾﨑 敦史
資本金の額	9,907百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	業務用冷凍冷蔵庫の製造販売

（６）合併契約
合併契約書の内容は以下のとおりであります。

合併契約書（写し）

大和冷機工業株式会社（以下「甲」という。）と株式会社トーニチ（以下「乙」という。）は、次の通り合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）
第１条 甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併（以下「本合併」という。）を行う。

（交付金銭等）
第２条 本合併に際し、新株の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いは行わない。

（合併の効力発生日）
第３条 本合併の効力発生日は、平成２５年１月１日とする。ただし、本合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（合併承認総会）
第４条 甲は、会社法第７９６条第３項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本合併を行う。
乙は、会社法第７８４条第１項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

（合併財産の引継）
第５条 乙は、平成２４年１２月３１日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これを本合併の効力発生日において甲に引継ぐ。

（合併財産の管理）
第６条 甲及び乙は、本契約締結後本合併の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し、合意のうえこれを行う。

（合併契約の解除）
第７条 本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、本契約を解除することができる。

（協議事項）
第８条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを決定する。

以上、本契約の締結を証するため本契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成24年11月７日

大阪市天王寺区小橋町３番１３号
（甲）大和冷機工業株式会社
代表取締役　尾 﨑 敦 史

大阪市天王寺区小橋町３番１３号
（乙）　株式会社トーニチ
代表取締役　尾 﨑 敦 史